

# 防災基本計画「防災の基本方針」及び災対法「基本理念」

## 防災基本計画 「防災の基本方針」

- 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、**災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。**
- 防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において**国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。**

## 防災基本計画 「周到かつ十分な災害予防」

- 最新の科学的知見を総動員し、**起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定**し、それに対する**可能な限りの備え**を行う。一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じなければならない。
- 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、**ハード・ソフトを組み合わせる**ことが必要である。
- 住民一人一人が防災に対する意識を高め、自らの命と生活を守れるよう、住民のエンパワーメントを後押しする必要がある。また、住民等の協働による組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。
- 企業・組織の事業継続や供給網の管理、保険制度や相互支援の取組等を通じて、災害リスクにしたたかな市場の構築を推進する。

## 迅速かつ円滑な災害応急対策

- 迅速かつ正確な情報収集・伝達・共有を可能とする平時からの備え・訓練を行い、**的確に状況を把握・想定し、適時に判断・対応できるようにする。**
- **被災者のニーズの変化や多様性に柔軟かつ機敏に対応する。**

## 適切かつ速やかな災害復旧・復興

- 被災地域の特性等を踏まえ、よりよい地域社会を目指した復旧・復興対策を推進する。

## 災害対策基本法 基本理念

1. 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、**災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復**を図ること。
2. 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び**相互の連携協力を確保**するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織、その他の地域における**多様な主体が自発的に行う防災活動を促進**すること。
3. 災害に**備えるための措置を適切に組み合わせ**て一体的に講ずること並びに**科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善**を図ること。
4. 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、**できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分**することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
5. 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
6. 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。